

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第14号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において既に選任した第14投票区の投票管理者を変更し、改めて公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び第3項の規定により、次のとおり選任しました。

令和8年2月2日

川崎市多摩区選挙管理委員会

委員長 岡 本 恒 一

(別紙省略)